

『加古川市空家等対策計画』を策定しました！

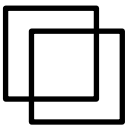
～ 力を合わせ 空き家問題に取り組もう ～

近年、少子高齢化の進展に伴う人口減少などにより空き家が増加し、適正な管理が行われていない空き家が、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど社会問題となっています。

そこで、平成30年3月、加古川市では、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「加古川市空家等対策計画」を策定しました。

計画では、空き家の現状を踏まえ、適切な管理の促進や老朽危険空き家などに対する措置、空き家除却跡地の活用など計画的に実施すべき施策をまとめています。

※ 計画は、加古川市住宅政策課、ホームページで閲覧することができます。

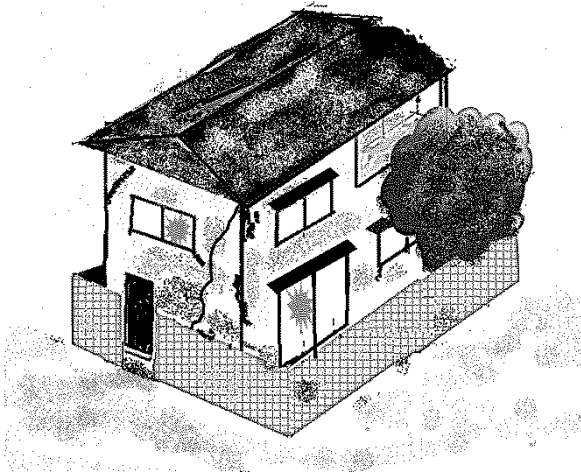


空き家の適正な管理をお願いします！

- ▶ 空き家を所有されている方は、瓦の落下や植栽の繁茂など近隣の方の迷惑にならないよう、適正な管理をお願いします。

※ 空き家の管理不全により、通行人等が怪我をした場合には、所有者が高額な損害賠償責任を負うことがあります。また、老朽化が進み、特定空家等として市から勧告を受けた場合、固定資産税が大幅に増額となります。

- ▶ 空き家になる場合には、近隣の方や町内会などに連絡先を伝えるなど、問題が生じた際に、すぐに対処できるようにしておくことも重要です。
- ▶ 現在居住中の住宅についても、将来空き家になったときのことを考え、空き家になる前から権利関係を確認し、現状にあわせた登記の変更など、早めに準備をしておくようにしましょう。



～ はじめよう！ 管理に活用
空き家も地域も泣いています ～

【お問い合わせ先】

加古川市 都市計画部 住宅政策課

電話：079-427-9327

FAX：079-422-8192